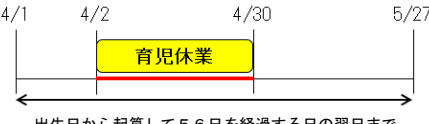
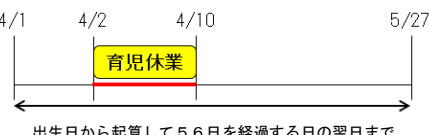
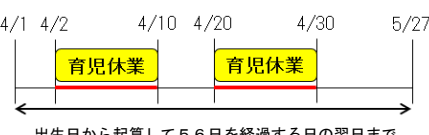
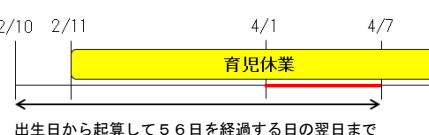


育児休業支援手当金手続Q & A

別添3

	質問	回答
1	育児休業手当金と育児休業支援手当金を同時に請求する組合員が、既に手渡してあった旧様式の請求書を提出してきた。新様式に書き替える必要があるか。	育児休業手当金と育児休業支援手当金を同時に請求する場合は、お手数ですが、新様式の請求書に書き替えて提出してください。育児休業手当金（パパ・ママ育休プラスを含む。）のみの請求であれば、そのまま旧様式を提出していただいてもかまいません。
2	雇用保険から「出生後休業支援給付金」支給されるが、公立学校共済組合から育児休業支援手当金は支給されるか。	雇用保険法の規定による「出生後休業支援給付金」が支給される方は、公立学校共済組合から育児休業支援手当金は支給されません。
3	配偶者がいない組合員が外国籍であり、戸籍謄本を提出できない場合、どのような書類を提出したらよいか。	戸籍謄本の代わりに、ひとり親であることが分かる公的書類（大使館や本国で発行される独身証明書又は婚姻要件具備証明書等）及び当該書類を日本語訳したものを提出してください。
4	事実婚の配偶者が当該子に係る育児休業取得要件を満たしている場合、支給対象となるか。	事実婚の配偶者であっても要件を満たしていれば、支給対象となります。配偶者であることが住民票で確認できない場合は、事実婚の事実を証明することができる書類（民生委員の証明書等）により確認させていただきます。
5	組合員が産後休業を取得したが、母子手帳に出産予定日を記入していなかったため、予定日が不明である。この場合どうしたらよいか。	組合員が産後休業を取得した場合、育児休業支援手当金の支給可否を判断するために出産予定日を確認する必要があります。不明の場合は医療機関へ確認していただき、母子健康手帳及び請求書の所定の欄へ記入の上、母子健康手帳の該当ページを添付してください。
6	出生後育児休業（いわゆる産後パパ育休）を取得した場合、支給対象となるか。	通常の育児休業と取扱いは変わらないため、支給要件を満たす場合には支給対象となります。
7	組合員（産後休業を取得しなかった場合）の育児休業期間について、支給要件を満たす事例を知りたい。	事例1 4/1出生日、4/2～4/30育児休業  ○ 支給要件を満たします。 事例2 4/1出生日、4/2～4/10育児休業  × 支給要件を満たしません（育児休業の日数が14日未満であるため）。 事例3 4/1出生日、4/2～4/10及び4/20～4/30育児休業  ○ 支給要件を満たします（育児休業の日数が通算して14日以上であるため）。 事例4 2/17出生日、2/18～4/14育児休業  ○ 支給要件を満たします（施行日以降の育児休業の日数が14日以上であるため）。 事例5 2/10出生日、2/11～4/14育児休業  × 支給要件を満たしません（施行日以降の育児休業の日数が14日未満であるため）。

育児休業支援手当金手続Q & A

別添 3

	質問	回答
8	組合員（産後休業を取得した場合）の育児休業期間について、支給要件を満たす事例を知りたい。	事例 1 4/1出産予定日かつ誕生日、4/2～5/26産後休業、5/27～7/22育児休業 4/1 5/27 7/22 育児休業 ○ 支給要件を満たします。 出生日から起算して112日を経過する日の翌日まで 事例 2 4/1出産予定日、3/25誕生日、3/26～5/19産後休業、5/20～7/22育児休業 3/25 4/1 5/20 7/22 育児休業 ○ 支給要件を満たします。 出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日まで 事例 3 4/1出産予定日、4/8誕生日、4/9～6/2産後休業、6/3～7/29育児休業 4/1 4/8 6/3 7/29 育児休業 ○ 支給要件を満たします。 出生日から起算して112日を経過する日の翌日まで 事例 4 12/23出産予定日かつ誕生日、12/24～2/16産後休業、2/17～4/14育児休業 12/23 2/17 4/1 4/14 育児休業 ○ 支給要件を満たします（施行日以降の育児休業の日数が14日以上であるため）。 出生日から起算して112日を経過する日の翌日まで 事例 5 12/16出産予定日かつ誕生日、12/17～2/9産後休業、2/10～4/14育児休業 12/16 2/10 4/1 4/7 4/14 育児休業 × 支給要件を満たしません（施行日以降の育児休業の日数が14日未満であるため）。 出生日から起算して112日を経過する日の翌日まで
9	配偶者の育児休業期間について、支給要件を満たす事例を知りたい。	事例 1 2/17誕生日、2/18～3/31育児休業 2/17 2/18 3/31 4/1 4/14 育児休業 ○ 支給要件を満たします（配偶者の育児休業の日数については、施行日にかかわらず、育児休業開始日から起算します。）。 出生日から起算して56日を経過する日の翌日まで 事例 2 4/1誕生日、6/1～6/30育児休業 4/1 5/27 6/1 6/30 育児休業 × 支給要件を満たしません（出生日から起算して56日を経過する日の翌日までの育児休業の日数が14日未満であるため）。 出生日から起算して56日を経過する日の翌日まで